参考様式第５－１号

南あ農振発第553号
令 和 8 年 9 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長　守本　憲弘

市町村名 （市町村コード）	南あわじ市 （28224）
地域名 （地域内農業集落名）	中条徳原 （　中条徳原　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月28日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地域は水稲と露地野菜栽培の経営が中心であるが、畜産農家もいることから耕畜連携も行われている。兼業農家が多い中で精力的な農家も少なくない。耕作放棄田も現状は少ないが農家の高齢化による耕作放棄田の増加が懸念されている。また、中山間地域であることから農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られる。
農業者：26人（うち、50 歳未満2人）、他地区から入作11人（うち、50 歳未満1人）

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稲とたまねぎ・白菜・レタス・非結球レタス・キャベツ・ブロッコリーの露地野菜作付けが中心となっており、裏作の作付けによる地力の低下を防ぐため、耕畜連携による稲わらの供給やWCS用稲を作付けして飼料作物と堆肥との交換による土づくりを行い化学肥料の削減につなげている。
水稲については、高齢化した農家や、老朽化によりコンバインなどの使用が困難になった農家から、農業支援サービス事業体への作業委託を進める。WCS稲については、畜産農家への作業委託を進める。夏場の労働時間が比較的余裕のある耕種農家の有志が中心となり、地域内の作業受託を請け負えるコントラクター（農業サービス支援事業体）の結成を進めていく。また、任意団体（チーム徳原）が大型の農業用機械を購入し、共同利用することで地域営農を促進する。
露地野菜のたまねぎについては高齢化が進むについて労働力を補完しなければ現状の面積を維持できなくなっており、機械化や農業支援サービス事業者等への農作業委託などを取り入れていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		23.6 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.0 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域内の農地とする。（区域は添付の図面のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
地域計画の見直しを毎年行う上で、農地を手放す農家がいた場合は、隣接する耕作者や規模拡大を行う耕作者に農地中間管理機構を通じて貸付けを行い、集団化を進めていく旨、周知していく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地は期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
（3）基盤整備事業への取組方針
地域内では一部で基盤整備済であるが大半は出来ておらず、農地の貸し借りを円滑に行うには耕作条件が整っていなければ困難である。そのようなことから地区内で話し合いを行い負担金ゼロの基盤整備について前向きに進めていきたい。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では昔から兼業農家が多く、今後も地域の農地については、地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取組む。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
たまねぎ・白菜等重量野菜の収穫等の農作業委託支援を今後も継続していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等）づくりや、被害発生地域への侵入防止柵の設置を行っていく。
②⑨ 耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用し減肥栽培の取組みを進める。
③ スマート農業に取組みたいと考えているため、事前にスマート農業関係の調査を始める。
⑦ 中山間地域等直接支払交付金制度を活用し、傾斜の厳しい農地や法面などを保全・管理していく。